

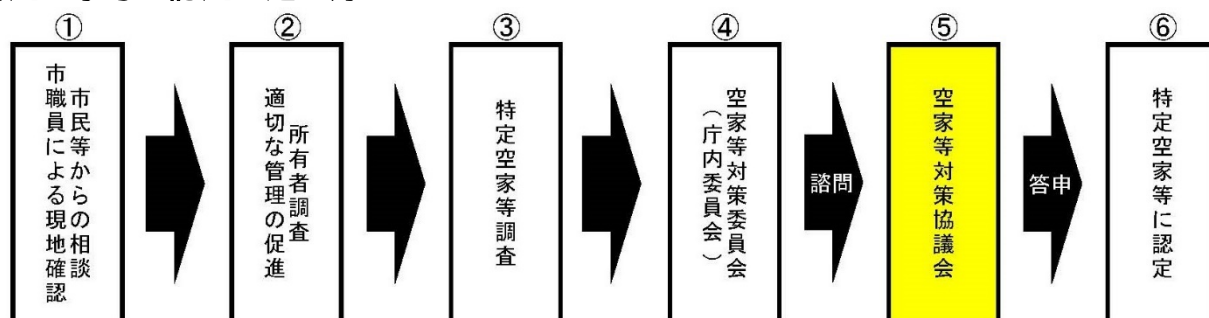
特定空家等について

特定空家等の認定

1. 特定空家等の定義

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる状態
- ・著しく衛生上有害となる恐れのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

2. 特定空家等の認定の進め方



放置空き家の増加

1. 市の対応

(1)所有者調査

- ・登記、固定資産税情報、戸籍情報、住民票の調査(令和2年度実績)
【調査回数】登記:24回、税情報:48回、戸籍・住民票:32回(他自治体への照会含む)

(2)適切な管理の促進

- ・空家法第12条に基づく適切な管理を促進するための文書の送付
【送付件数】令和2年度:356件、令和3年度:320件(令和3年12月時点)

適切な対応が行われず放置されている空き家が増加傾向にある

(同じ空き家に対して、何回も適切な管理を促進するための文書を送付)

2. 特定空家等の候補の空き家の状態

(1)倒壊等著しく保安上危険なもの

- ・屋根が陥没している
- ・サッシがはずれている

(2)衛生上有害となる恐れのあるもの

- ・敷地内にゴミが放置されている

(3)著しく景観を損なっている状態にあるもの

- ・植栽が繁茂しており、道路から建物の全容が把握できない
- ・敷地内に植栽が繁茂している

(4)生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあるもの

- ・植栽が繁茂しており、交通の支障になっている
- ・野良猫等が棲みついている